

後期基本計画素案

【基本目標1（基本施策4～7）】

【基本目標2（基本施策1～6）】

* 追加部分に網掛けをしてあります。

主担当部	福祉保健部	主担当課	障害者福祉課
関連課			

4 障害者サービスの充実

施策 15 障害者への相談支援機能の充実

(1) 現状と課題

市が相談支援業務を委託する4つの地域生活支援センターが連携し、障害の種別にかかわらず、様々な相談に対応する体制を整えていますが、相談内容は年々複雑化、相談件数も増加の一途をたどっているため、今後は、質・量ともに相談支援体制のさらなる充実が必要となります。

また、発達障害児や発達の気になる児童等が状況に応じて適切な療育を受けることにより、将来的に自立した社会生活を送ることができるように、障害の早期発見が望まれます。

障害のある人等のライフステージが変化し、関わる相談機関が変わっても、引き続き適切な支援を受け、安心して暮らせるよう各機関同士の情報提供経路を構築していくことも必要です。

(2) めざす姿

障害のある人やその家族からの様々な相談に応じる相談支援体制が整っています。

障害のある人等のライフステージが変化しても、抱える課題の解決や適切な障害福祉サービス利用への案内等、必要な相談支援を途切れることなく継続して受けられています。

（ 3 ） 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
相談支援件数 (件)	市民のニーズに対応した相談支援の件数です。相談件数の増加に対応し、相談支援機能の充実を目指します。	16,172件 (H23年度)	21,300件	8,527件 (H27年度)	13,500件	
指定特定相談支援事業者数 (か所)	サービス等利用計画の作成及び基本相談支援の提供をすることができる指定特定相談支援事業者の数です。今後の需用に対応し、増加を見込みます。	5か所 (H24年度)	17か所	16か所 (H27年度)	22か所	
委託相談支援事業者数 (か所)	相談支援の拠点となる、市が相談支援事業を委託する相談支援事業者数です。今後の需用に対応し、増加を見込みます。	■	■	4か所 (H28年度)	5か所	

（ 4 ） 施策の方向性

- ・市が委託する相談支援事業者における、相談支援従事者の育成・確保を支援するとともに、委託する事業所数を増やします。
- ・指定特定相談支援事業者の指定及び指導・監督を行います。
- ・障害者等地域自立支援協議会の運営等により、相談支援事業者間の連携を強化できるよう、ネットワークを構築します。
- ・事業者が主体的に特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会を開催し、情報共有と職員のスキルアップが図れるよう運営体制を見直します。
- ・地域の関係団体と相談機関が連携し、地域の課題を共有することで、発達障害の早期発見につなげます。
- ・関係機関において「ちゅうファイル」（支援ファイル）を活用し、障害のある人等のライフステージが変化しても途切れることのない支援体制を構築します。

「ちゅうファイル」（支援ファイル）とは、障害のある人や発達に不安のある児童などが現状や生育歴、病歴、周囲に配慮して欲しいことなどを記入するファイルです。関係機関に見せることで、何度も説明する負担を軽減し、また、複数機関での共通理解を持つことができると期待します。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
障害者相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族への相談支援を充実します。 ・関係機関等において「ちゅうファイル」(支援ファイル)を活用します。
障害者等地域自立支援協議会運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して協議します。

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) _____ 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・民間事業者は、相談支援業務へ積極的に参入し、障害のある人が、より身近な場所で相談支援を受けられるようにする。
- ・民間事業者が主体となって情報共有の場を運営し、相談支援に関わる職員のスキルアップを目指す。
- ・相談機関、サービス提供事業者、学校、保育所等は、「ちゅうファイル」(支援ファイル)を有効的に活用し、障害のある人が生涯にわたって継続した支援が受けられるようにする。

主担当部	福祉保健部	主担当課	障害者福祉課
関連課			

4 障害者サービスの充実

施策16 障害者の社会参加支援

(1) 現状と課題

障害のある人への偏見や差別をなくすため、障害者軽スポーツ大会や講演会等を実施して障害に関する偏見等を取り除き理解を深める機会を提供してきました。しかし、一見して障害があるとわからない場合や、難病・高次脳機能障害や発達障害など周知されていない障害も多く、さらなる啓発に努めていく必要があります。

また、市では、障害のある人が社会へ出ていく手助けをするため、タクシー券やガソリン費の助成などを行ってきましたが、限られた財政状況の下では、適切なサービスを適切な対象者が受給できるように制度を見直すことで、事業の持続可能性を確保する必要があります。平成28年度には、タクシー券とガソリン費の助成の対象者要件に所得基準を設けました。タクシー券については、高所得者を対象外とする一方、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象者として追加しました。そのほか、外出した際の周囲の理解や手助け不足等により、外出がおっくうになり孤立する場合もあるため、社会参加が妨げられることのないようにサポート体制を整備する必要もあります。

(2) めざす姿

障害の有無にかかわらず個性と人格が尊重され、差別のない平等なまちづくりができています。また、障害が原因となってやりたいことが制限されることなく、バリアフリーも進んでおり、積極的な社会参加が可能となっています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
障害者地域交流促進事業参加者数(人)	障害者軽スポーツ大会、WaiWaiフェスティバル、プール開放の参加者数です。増加を目指します。	2,826人 (H23年度)	2,955人	3,743人 (H27年度)	5,000人	
移動・移送サービス利用者数(人)	心身障害者福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業を利用した人数です。今後の需用に対応し、増加を見込みます。	3,980人 (H23年度)	4,300人	3,878人 (H27年度)	4,200人	

(4) 施策の方向性

- ・障害に関するイベントや講演会等の開催内容を障害のある人もない人も参加したくなるような魅力あるものとし、また、イベント等の情報を市民の方へ周知する方法を工夫し、参加を促していきます。
- ・学校等の教育機関と連携し、福祉教育の充実を図ることにより、児童、生徒等の障害者理解を促進します。
- ・外出に要する費用の一部を助成することにより、障害のある人の社会参加を促していきます。
- ・障害者差別解消法は、行政機関や自治体、事業者などに対し、障害者への不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務付けています。差別の解消を推進していくためには、行政機関、自治体、事業者などをはじめ、市民一人ひとりが障害について理解することが必要です。市では、様々な障害についての特徴や配慮してほしいことをまとめた障害啓発パンフレットを発行し、市民や関係機関等へ配布することで、障害理解の促進を図ります。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
障害者地域交流促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者軽スポーツ大会や WaiWai フェスティバルを開催します。 ・障害のある人に対するプール開放を行います。
障害者自立移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー券の助成を行います。 ・ガソリン等費用助成を行います。 ・平成28年度より対象者要件に所得基準を設けました。福祉タクシー券については、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに対象者として追加しました。
障害者奉仕者養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の養成を行います。 ・点字講習会を開催します。

4 年間の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・障害のある人に対する偏見をなくし、理解に努める。
- ・地域で困っている障害のある人がいる場合に積極的に声かけや手助けをする。
- ・地域の障害者施設で開催されている行事や、市主催の催し等へ積極的に参加する。
- ・ボランティア団体、社会教育団体等は、市と連携・協力し、障害に関するイベント等の企画、実施に参加する。
- ・障害のある人自身も清掃等の地域行事に参加し、積極的に地域住民と交流する機会を持つ。

主担当部	福祉保健部	主担当課	障害者福祉課
関連課			

4 障害者サービスの充実

施策17 障害者の就労支援

(1) 現状と課題

心身障害者福祉センターにおいて、障害者就労支援事業を実施していますが、景気の影響から、厳しい雇用環境が続いており、一般企業への就職率は、依然として低い状況にあります。平成26年度から障害者就労支援機関連絡会を立ち上げ、関係機関の情報共有と連携を図ってきましたが、職場内での協力体制、障害特性によるコミュニケーションや健康管理の難しさなどから、知的・精神障害者の雇用と職場定着には時間を要し、また精神障害者の離職率は高いのが現状です。障害のある人が自立して生活するために、安心して働き続ける環境を整えることと、就労の定着支援を強化することが重要です。また、企業による障害のある人の雇用を促進する方策を拡大していくことも課題です。

(2) めざす姿

障害のある人も、障害のない人と同じ社会の一員として、安心して働き続ける環境が整い、自立して生活する社会が実現化しています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
障害者就労支援事業による一般就労への移行者数(人)	障害者就労支援事業を利用し、一般就労した人の数です。増加を目指します。	20人 (H23年度)	26人	12人 (H27年度)	22人	
就労移行支援事業等の利用者数(人)	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援等を行う、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業所の利用者数です。増加を目指します。	408人 (H23年度)	800人	585人 (H27年度)	780人	
就労定着支援事業の職場定着率(%)	就労定着支援事業を利用した人の支援開始1年後の職場定着率です。	■	■	■	80%	

(4) 施策の方向性

- ・ 障害のある人をより多く一般就労へ移行することができるよう、就労支援センターの人員増加等、障害者就労支援事業をより一層強化していきます。また、平成30年度の障害者総合支援法の改正で就労定着支援事業が新設されることとなっており、職場定着と就職後の生活上における課題を支援していきます。
- ・ ハローワークと連携し、企業と求職者間の調整を図ることや、各種手続きにおいて障害のある方を支援するなど、雇用につなげていきます。また、就職後もジョブコーチを活用しながら、障害のある方の職場定着を支援します。
- ・ 企業による障害のある人の雇用を促進する方策の創出について検討します。
- ・ 離職率の原因の分析に努め、今後の施策に反映します。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
障害者就労支援事業	・ 就労相談を通して、一人ひとりの状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場への定着を支援します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・ 事業者は積極的に障害のある人を雇用するための取組を行い、障害のある人が安心して仕事ができるよう支援体制を取る。
- ・ 就労支援事業者などは、引き続き情報共有と連携を図り、障害のある人の就職を促進するとともに、新設される就労定着支援事業を活用し、就職後も継続して働き続けられるように支援する。
- ・ 障害者の経済面の自立を進めるため、福祉作業所などからの商品購入等に心がける。

主担当部	福祉保健部	主担当課	障害者福祉課
関連課			

4 障害者サービスの充実

施策 18 障害者の地域生活支援

(1) 現状と課題

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、自立支援給付や地域生活支援などの事業を実施するほか、サービス基盤の整備のため、障害者福祉団体に対する財政面の支援をしてきました。地域生活の基盤の一つとなるグループホームの定員数は増加しており、安定した供給ができてきています。しかし、グループホームへの入居者は、自宅に住んでいた人が自立した生活を送るため移行するケースが多く、福祉施設等から地域生活への移行は、あまり進んでいない状況です。今後も障害のある人が地域で生活していくための社会基盤を形成していく必要があります。

国や都の制度を最大限に活用しつつ、限られた財源の中でサービス基盤を充実し、さらなる関係機関との連携強化を図り、安定したサービス提供をしていくことが課題です。

また、多様化する障害児支援のニーズに対応するため児童発達支援事業の拡充や、不足している重症心身障害者（児）や強度行動障害のある方の支援を対象としたサービスの充実が求められています。

そのほか、災害発生時に備えて、平常時より地域で支えあう仕組みづくりを支援するとともに、発災時には障害のある方等が福祉的支援を受けられるよう福祉避難所の体制を整えていく必要があります。

(2) めざす姿

障害のある人が日常生活を送る上で不便を感じることもないような社会基盤が形成され、また、多様なニーズに対応したサービスが充実しており、障害のある人もない人も、本人が希望する地域で、安心・快適な生活を送っています。災害発生時にも障害のある人等が必要な福祉的支援を受けることができます。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
福祉施設から地域生活への移行者数(人)	福祉施設から地域生活へ移行した人の数です。福祉施設入所者の地域生活への移行の増加を目指します。	2人 (H22年度)	4人	1人	4人	
福祉施設への入居者数(人)	施設入所支援利用者の数です。入所者数の増加をとどめるため、減少を目指します。	140人 (H22年度)	126人	146人	142人	
市内のグループホームの定員数(人分)	地域生活の基盤の一つとなるグループホームの市内における定員数です。増加を目指します。	114人分 (H23年度)	145人分	138人分 (H27年度)	165人	

(4) 施策の方向性

- ・ 障害者等地域自立支援協議会において、地域の実情に応じた体制の整備について協議します。その中で、障害のある人や関係団体等の意見を反映した福祉避難所の設置・運営方法を検討します。
- ・ 福祉施設からの地域生活への移行にあたっては、それぞれの障害の特性を考慮し障害者本人の意向を尊重しながら進めていきます。
- ・ 障害のある人が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域生活支援拠点の整備をすすめます。
- ・ 発達障害児や発達で気になることがある児童が将来的に自立した社会生活を送ることができるよう、児童発達支援事業を充実させます。また、福祉型の児童発達支援センターの設置を目指します。
- ・ サービス提供事業者間の連携強化のため、ネットワーク構築を検討するとともに、事業者が適切なサービスを提供するよう、指導体制の整備を検討します。
- ・ 関係機関の連携により、障害のある人とその家族へのサポートを充実させ、本人及び家族の不安や負担の軽減に努めます。また、他市と連携し、重症心身障害者(児)や強度行動障害のある人を対象としたサービスを充実させます。

5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
自立支援給付等事業	・障害のある人が社会生活を営む上で必要とする介護サービス、心身の機能回復訓練又は就労のための技能習得訓練等サービスや、障害を軽減するための医療及び補装具費について必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに自立を支援します。
地域生活支援事業	・障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業として、手話通訳者、要約筆記者の派遣、外出のための支援、日常生活用具の給付等を行い、障害のある人の地域生活・社会生活を支援します。
日常生活支援事業	・住宅費などの助成や、はり・きゅう・マッサージ券の発行、寝具乾燥サービス等、日常生活に必要な支援を行います。平成28年度より見直しを行い、住宅費助成は、対象者の所得要件の見直し、はり・きゅう・マッサージ券は対象者要件に所得基準を設けました。
児童発達支援事業	・福祉型の児童発達支援センターが未整備となっている現状から、障害者等地域自立支援協議会の児童発達支援センター設置検討部会での検討結果を踏まえ、早期療育・早期支援のあり方などについて協議、検討を進めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・社会福祉法人等が不足する社会資源を把握し、制度改革に適切に対応しながら、サービス提供体制の充実を図る。
- ・市民は地域に障害のある人が居住することへの理解を深める。
- ・市民は、平常時から地域に住む障害のある人等について気にかけておき、災害発生時には支え合う体制を整える。
- ・社会福祉法人等は、市と協定を結び、災害発生時には福祉避難所として障害のある人等を受け入れる。

担当部	市民部	担当課	保険年金課
関連課			

5 社会保障制度の充実

施策 19 高齢者医療制度の普及と推進

(1) 現状と課題

高齢化の進行と高齢者医療費の増加は、近年、医療保険制度の持続可能性に影響を与えるまでになり、抜本的な見直しを迫られるようになりました。このような状況に対応するため、平成20年度4月に後期高齢者医療制度が開始され、現在ではこの制度は定着してきています。

今後、団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者数の急増が見込まれますが、高齢者が安心して医療を受けられるよう、この制度を持続可能なものとしていくことが課題です。そのためには、高齢者の健康維持、保険料の収納率の確保、ジェネリック医薬品差額通知等による医療費を抑制する取組み等を推進する必要があります。

(2) めざす姿

後期高齢者医療制度が円滑に運営され、高齢者が病気やけがなどをしたとき、最適な医療を安心して受けることができます。

また、後期高齢者の健康・医療に対する意識が高まり、元気でいきいきとした後期高齢者が増えています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
後期高齢者医療制度保険料収納率(%)	後期高齢者医療制度保険料の収納率です。東京都内の平均値以上を維持することを目指します。	98.8% (H23年度)	99.0%	99.6%	99.8%	

（４）施策の方向性

- ・制度の実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合と密接に連携を取り、医療制度の内容を広く広報等を活用し周知するとともに、市が行う受付業務や保険料徴収などを円滑かつ適切に行うことにより、安定した制度運営を図ります。また、医療費を抑制するための取組みを推進します。

（５）主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
後期高齢者医療保険料徴収事業	・後期高齢者医療被保険者から、特別徴収・普通徴収により保険料を徴収します。
後期高齢者医療制度運営費負担事業	・後期高齢者医療制度の安定した制度運営に寄与するため、東京都後期高齢者医療広域連合の運営費を負担します。
後期高齢者健康診査事業	・後期高齢者医療被保険者の健康づくりと医療費の抑制のため、広域連合から委託を受け、健康診査を実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・医療制度の内容を理解するとともに、各種手続や保険料の納付を確実に行う。
- ・ジェネリック医薬品への切替等により医療費の削減に取り組む。
- ・健康診査を積極的に受診する等、市民一人一人が健康管理に取り組む。

主担当部	市民部	主担当課	保険年金課
関連課	納税課		

5 社会保障制度の充実

施策 20 国民健康保険の運営

(1) 現状と課題

国民健康保険被保険者の高齢化、医療の高度化などにより医療費が増加しています。被保険者が安心して医療を受けられ、また健康を保持・増進できるよう、医療費の適正化及び国民健康保険税の収納率向上などに努め、国民健康保険の安定した運営を行っていくことが重要です。

また、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業の強化を図り、生活習慣病の早期発見や予防などにより将来的な医療費を抑制する必要があります。

(2) めざす姿

納税しやすい環境が整備され、収納率が向上し、国民健康保険の運営が安定しています。また、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業の強化により、被保険者の健康・医療に対する意識が高まり、医療費が抑制されています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
国民健康保険税収納率 (%)	国民健康保険税調定額(現年課税分・滞納繰越分の合計)に対する収入額の割合より算出します。国民健康保険の健全な運営のため、収納率の向上を目指します。			72.8% (H27年度)	90.0%	
特定健康診査受診率 (%)	特定健康診査対象者に対する受診者の割合です。国が定める目標値達成及び生活習慣病などの予防による将来的な医療費の抑制のため、受診率の向上を目指します。	51.9% (H23年度)	60.0%	53.4% (H27年度)	58%	

(4) 施策の方向性

- ・国民健康保険税納税時の口座振替の利用等により期限内納付を推進します。また、納税しやすい環境づくりを行うとともに、積極的に滞納整理を実施し、収納率の向上を図ります。
- ・特定健康診査・特定保健指導等の保健事業を強化し、被保険者の健康保持・増進、生活習慣病の早期発見・予防などによって、将来的な医療費の抑制に努めます。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
国民健康保険運営事務	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の資格管理を適正に行います。 ・口座振替等により国民健康保険税の期限内納付を推進します。 ・利便性の向上を図るため、納付環境の整備に努めます。 ・積極的な滞納整理を実施し、収納率の向上に努めます。
国民健康保険保険給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者、医療機関等からの請求に対し適切な給付を行い、医療費の適正化を推進します。
国民健康保険保健事業事務	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病等を早期に発見・予防し、被保険者の健康を保持・増進することにより、将来的な医療費の抑制を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・口座振替やコンビニ納付などを積極的に活用し、期限内・自主納付をする。
- ・健康・医療に関する意識を高め、特定健康診査・特定保健指導などの保健事業を積極的に活用する。

担当部	市民部	担当課	保険年金課
関連課			

5 社会保障制度の充実

施策 2 1 国民年金の普及

(1) 現状と課題

国民年金制度は、少子超高齢社会到来による人口問題に加え、バブル崩壊に始まりリーマンショックと続いた20年間は景気も低迷し賃金も上がらず、非正規雇用の拡大など働き方も様変わりし、年金未加入・保険料不払いの「無年金」が目立ち始めました。

市としては、法定受託事務である国民年金第1号被保険者への加入について、市民に勧奨し保険料納付率を上げ、一方で保険料の納付が経済的に困難な方には、納付義務免除・納付猶予・学生納付特例の各制度を有効利用していただくことで、無理なく払って将来の安心につながる年金の実現に取り組んできました。

引き続き、市には、めまぐるしく変化する年金制度について、市民に正しく理解され、さらに納付率が上がるよう、また、必要な手続きが適切に行えるよう、日本年金機構と協力連携して情報を正しく発信することが求められています。

(2) めざす姿

市民の国民年金についての正しい知識と理解が一層深まり、広く行き渡り、加入も促進され、保険料納付率も上がっています。

市民にとって、国民年金の加入が、高齢を迎えたり、障害を負ったり、あるいは大切な働き手を失ったりして経済的危機に直面しても、生活の支えの一助となっています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
国民年金保 険料の納付 率(%)	国民年金第1号被保険者 の納付対象月数に占める 納付実施月数の割合で、 増加を目指します。	58.6% (H23年度)	60.0%	62.0% (H27年度)	67.1%	

(4) 施策の方向性

- ・市民にいちばん身近な立場で、今後行われる制度改正等について、正確でわかり易い情報を、窓口・広報・ホームページ等ネットワークを通じて発信します。
- ・市民に寄り添った親身な窓口相談業務を遂行し、一人ひとりのニーズに適った手続きが行えるよう、社会保険労務士等専門家や年金事務所職員等関係機関との協力・連携を強化し、相談の結果、市民の高い満足度を得られるよう目指します。
- ・マイナンバーの運用が始まった場合の手続きの簡素化等、また、新庁舎建設に伴い、明るく・見やすい・待たせない窓口業務の実現と市民の利便性向上を図ります。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
年金窓口相談業務	・日本年金機構と協力連携し、年金相談等を通じてより一層正確で丁寧な情報を市民に提供します。

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 億円

市の相談窓口は、日本年金機構と連携し法定受託事務等を執行しています。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・国民年金制度を正しく理解するとともに、国民年金に加入し、保険料を確実に納め(納付が困難な方は免除制度等を利用)未納がないように努めることで、将来、確実に年金を受給できる権利を確保する。
- ・将来へわたって制度を維持させることが、老後への不安解消にもつながることを理解し、保険料をしっかりと納める。

担当部	福祉保健部	担当課	生活支援課
関連課	地域福祉推進課		

6 生活の安定の確保

施策 2 2 低所得者の自立支援

(1) 現状と課題

近年、国の経済対策等により一部に好況感もある一方で、就労できない高齢者や障害者、非正規雇用で働く方などにはその影響が及びにくく、依然多くの方が経済的に困難な生活を送っていると考えられます。

平成27年4月には生活困窮者自立支援法が施行され、市では経済的な困窮者に対し、生活や就労について生活保護制度とも連携しながら、包括的に相談支援できる体制の整備を図っています。また、子どもの学習支援事業により貧困の連鎖防止にも努めていますが、社会的に孤立し、誰にも相談できずに困窮状態にある方を把握し、いかに早期の支援につなげていくかが課題となっています。

また、生活保護受給世帯等の経済的自立に一定の効果が見られる就労・自立支援に加え、今後は早期離職の防止など、安定就労につなげる施策が必要です。さらに、医療・介護扶助費の適正化のため、後発医薬品への使用切替えや生活習慣病の重症化予防など、きめ細かく保健指導・生活指導等に努める必要があります。

(2) めざす姿

経済的に困窮する市民が相談を受けられる体制が整備され、相談者の状況に応じた情報が提供されることで、生活保護をはじめとする様々な施策により困窮の解消が図られています。その中で、社会的に孤立し、自ら困窮の状況を発信できない方に対しても、市と地域の協力のもと必要な支援が行き届いています。

また、生活保護を受給している世帯に対しては、自立支援プログラム等を活用した自立の支援が図られ、安定した生活が送れるようになっています。

（ 3 ） 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
自立世帯数 (世帯)	生活保護の受給を終了した件数のうち、経済的自立により廃止になった世帯数です。増加を目指します。	59世帯 (H23年度)	120世帯	55世帯 (H27年度)	80世帯	
生活保護受給者の就労 定着率(%)	就職決定後に就労を3か月継続できた割合です。就職後も電話や面接で相談できる体制を整えるなど定着支援を実施し、増加を目指します。	-	-	69.2%	75.0%	
生活保護受給者の後発 医薬品の数量シェア (%)	後発医薬品がある薬剤のうち、後発医薬品が処方されている数量の割合です。治療に問題がなければ後発医薬品への切り替えを勧めるなど、増加を目指します。	-	-	73.0%	80.0%	

（ 4 ） 施策の方向性

- ・ 経済的に困窮する市民からの相談に対して、相談者の状況を的確に把握し、生活保護をはじめとする様々な施策の活用が図れるよう支援を行います。
- ・ 潜在的な困窮状態にある方々については、民生委員や地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、わがまち支えあい協議会など、身近な地域で相談支援機能を担う関係機関と連携を図り、早期の把握、早期の支援に努めます。
- ・ 生活保護受給世帯に対しては、安定就労につながる支援を強化することで早期離職を防ぎ、医療・介護扶助についてはその適正化につなげるとともに、安定した生活を送れるよう、保健指導・生活指導をきめ細かく行います。
- ・ 困窮世帯の子どもの学習支援では、より広く市民や企業の力を借りる手法等を検討し、市民等と協働で貧困の連鎖防止に努めます。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
ホームレス自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス巡回相談事業により、ホームレスの把握に努め、必要な支援を行います。 ・居宅生活移行支援事業により、宿泊所入所者の就労支援・居宅生活移行について支援を行います。
生活困窮者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーターやわがまち支えあい協議会などと連携し、地域で孤立している方を支援につなぐよう努めます。 ・家計相談等の任意事業の適切な運用により、複合的な課題を抱えた方に対して包括的な支援を実施します。
生活保護費扶助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援などの適切な支援を行い自立に向けた支援を行います。医療費の削減に資する有効な対策を実施します。
生活保護受給者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の中では対応できない、自立に資するための支援を行います。 ・貧困の連鎖を断ち切るため、次世代の支援について重点的に実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・地域の中で孤立し、困難を抱える方がいたときに、わがまち支えあい協議会など住民主体の助け合い活動を通して、課題の解決を図る。
- ・生活困窮者や生活保護受給者が、社会とのつながりを結び直すことができるような社会的な居場所づくりを進める。
- ・困窮世帯の子どもの学習支援を通して、地域での交流が図られる関係を構築する。

主担当部	生活環境部	主担当課	住宅勤労課
関連課			

6 生活の安定の確保

施策 2 3 勤労者の生活支援

(1) 現状と課題

中小企業の勤労者からの福利厚生に対する要望は強く、福祉の増進のためにも必要性が高い事業ですが、個々の事業所での実施は資金的、経営的に困難な状況が多く見受けられます。このことから、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社が実施する「ワークぴあ府中」(福利厚生事業)に加入することで中小企業の福利厚生の充実を支援しています。

今後、中小企業の勤労者に対するさらなる福祉の増進へ向け、会員の加入を促進するとともに、同公社の安定した経営の確立を図る必要があります。

(2) めざす姿

公社が実施している中小企業の福利厚生事業への加入者が増え、充実した福利厚生事業が市内の中小企業の事業主や勤労者に提供されています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
中小企業勤 労者の加入 率(%)	300人未満の事業所(中小企業)が、公社の福利厚生事業に加入しているかを測定します。増加を目指します。	9.0% (H23年度)	10.5%	10.1% (H27年度)	10.5%	

(4) 施策の方向性

・中小企業勤労者の福利厚生事業の充実による福祉の増進を図るため、府中市勤労者福祉振興公社に、会員の加入促進や会費の効果的な運用を促し、同公社の自立度の高い安定した経営の確立へ向けた支援を行います。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
補助金 勤労者福祉振興公社運営費	・中小企業の福利厚生事業を実施する府中市勤労者福祉振興公社に対し、自立への努力を促しながら必要な支援を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） _____ 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・多くの中小企業が公社の実施する福利厚生事業に加入し、勤労者の福利厚生を充実させる。

主担当部	生活環境部	主担当課	住宅勤労課
関連課			

6 生活の安定の確保

施策 2 4 公的な住宅の管理運営

(1) 現状と課題

安全で快適な市営住宅を将来にわたって維持していくために、府中市営住宅長寿命化計画に基づき、修繕、各種委託、整備工事を計画的に実施することが求められています。

また、市営住宅は、住居に困窮する低所得者の市民に対して供給されるもので、入居希望者が多いなか、既存入居者の居住年数の長期化傾向や収入超過者の存在などにより、新たな入居の応募倍率が高い状況となっています。管理戸数の全ての入居者が所得基準内であることが求められており、限られた管理戸数の中で、適切に住宅を提供できるようにする必要があります。

これまで民間の住宅を一括借上げして、中堅所得者層の市民に市民住宅として供給を行ってきましたが、賃貸住宅の供給状況に質・量ともに著しく改善がみられることから、見直し求められています。

(2) めざす姿

市営住宅の維持・保全が計画的に実施され、適切に管理されることにより、市民の住環境の向上と生活の安定が図られています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
市営住宅における所得基準内世帯の割合(%)	市営住宅における所得基準内世帯の割合です。増加を目指します。	93.7%	97.5%	93.9%	97.5%	

(4) 施策の方向性

- ・市営住宅の改修工事などを計画的に実施し、居住環境の向上を図るとともに、真に住宅を必要とする方に対する入居枠を確保します。
- ・制度改正により入居基準の見直しに迅速に対応するなど、管理の適正化に努めます。
- ・市民住宅については、借上げ期間満了までの実施とします。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
市営住宅管理運営事業	・継続して市営住宅の維持・保全のため、修繕、各種委託、整備工事を計画的に実施します。
市民住宅運営事業	・特定優良賃貸住宅として認定を受けた民間の住宅を借上げ期間満了まで適正に管理します。

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 億円

「市営住宅管理運営事業」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・市営住宅は、住宅に困窮する低所得者のために、国、都、市が協力し整備・管理している市民共有の大切な財産で、一般の民間借家とは異なり、入居中は様々な法令の適用、義務や制約が定められている認識を持つ。

主担当部	福祉保健部	主担当課	地域福祉推進課
関連課			

7 地域福祉活動の支援

施策25 支え合いのまちづくりの促進

(1) 現状と課題

地域には、複合的な課題を抱えている方や孤立している方など、真に支援が必要な方が顕在化していない状況があります。また、従来から、地域における地域福祉団体の活動の支援・促進の必要性が指摘されており、市民の関心も高まりつつあるものの、実際の参加や活動につなげるためには、さらなる工夫が必要です。地域の福祉課題の抽出及び解決は、行政等関係機関だけでは十分でない状況が見られることから、より多くの市民に地域活動への主体的参加を促し、課題解決につなげる具体的な仕組みづくりが求められています。

(2) めざす姿

全ての市民が、地域における様々な福祉課題に関心を持ち、課題解決に向けて取り組んでおり、相互の支え合いを通じて、地域社会の一員として自立した生活を送っています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
地域福祉コーディネーターの支援件数(件)	市及び社会福祉協議会が配置した地域福祉コーディネーターの地域運営支援件数と個別支援件数の合計値です。相談支援機能の強化により件数の増加を目指します。	-	-	775 (H28年度 上半期)	1,860	
市民後見人受任者数(人)	判断能力の低下した地域の高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人数です。人数の増加を目指します。	-	-	2 (H27年度)	7	
わがまち支えあい協議会参加者数(人)	社会福祉協議会が実施しているわがまち支えあい協議会の参加者人数です。地域における相互の支え合い強化の為、人数の増加を目指します。	-	-	1,599 (H27年度)	3,300	

(4) 施策の方向性

- ・地域福祉活動を支援するため、地域における相談支援拠点を整備するとともに、地域福祉コーディネーターを配置し、相談支援機能を強化します。
- ・地域福祉活動により積極的な参加を促すため、わがまち支えあい協議会など具体的な仕組みづくりを推進します。
- ・効果的な地域福祉活動の展開を図るため、地域住民や社会福祉協議会をはじめとする関係機関など、地域の関係者との協働を推進します。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の実施
地域福祉コーディネーター事業	様々な福祉課題を抱える市民を発見し、包括的・持続的な自立支援につなげることができるよう、地域福祉コーディネーターを配置します。
民生委員活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での民生委員の活動を支援するため、会議、研修その他活動に対するサポートを実施します。 ・民生委員の改選に向け、民生委員候補者の確保に努めます。
権利擁護センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進を図るため、相談支援、申立て支援、後見事務支援を実施します。 ・成年後見制度の普及啓発を図るため、広報周知活動に引き続き取り組みます。 ・成年後見制度を必要とする誰もが、適切な後見人を得ることができるよう、親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う市民後見人を養成・活用します。
補助金 社会福祉協議会	・社会福祉協議会の実施するわがまち支えあい協議会などの地域福祉事業を支援するため、法人人件費及び地域福祉事業費の一部について補助金を交付します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） _____ 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・多くの市民が地域福祉活動に積極的に参加する。
- ・地域の関係者間での情報共有や行動連携を図る。特に、社会福祉法人の行う地域における公益的な取組みについては、行政施策との役割分担を整理しながら実施する。

主担当部	福祉保健部	主担当課	地域福祉推進課
関連課			

7 地域福祉活動の支援

施策 26 福祉のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

公共施設をはじめとする不特定多数の人が出入りする場所については、バリアフリー化が進められている一方、情報や心のバリアフリー化は十分に進んでいるとはいえません。今後は、ユニバーサルデザインの理念が全ての市民に定着するよう強化する必要があります。また、増加する一人暮らしの高齢者世帯などが安心して地域で生活するため、より質の高い福祉サービスを選択して利用することができる環境が求められています。

「ユニバーサルデザイン」とは、年齢・性別・国籍・個人の能力にかかわらず、はじめから、できる限り多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです。

(2) めざす姿

全ての市民が、施設や道路等のハード面だけでなく、情報や意識のソフト面においても障害や障壁を感じることなく、ユニバーサルデザインの理念に基づいて地域で暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
福祉のまちづくり環境整備助成施設数(施設)	福祉のまちづくりの環境整備のために助成した施設の数です。バリアフリー化のための改修を促進し、福祉のまちづくりを推進します。	2施設 (H23年度)	3施設	4施設 (H27年度)	5施設	
福祉サービス第三者評価受審費助成数(施設)	福祉サービス第三者評価受審費を助成した市内福祉施設の数です。受審の増加により、施設情報の開示を促進し、施設と利用者との情報格差を是正します。	17施設 (H23年度)	20施設	23施設 (H27年度)	26施設	

(4) 施策の方向性

- ・バリアフリー整備基準を遵守、または基準に適合する施設が増えていくよう事業者に指導・助言を行います。
- ・ユニバーサルデザインの理念について、さらなる普及啓発を図るため、広報活動や分かりやすい情報提供などを促進します。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の実施
福祉のまちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対し着工前の事前協議及び指導を実施します。 ・既存建物のバリアフリー化を促進するため、福祉のまちづくり環境整備費の助成を継続します。
補助金 福祉サービス第三者評価受審費	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業者のサービス向上と利用者への情報開示を促進するため、事業者に対し福祉サービス第三者評価受審費を助成します。
補助金 地域福祉推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や要介護高齢者の移動格差の解消を図るため、これらの人に対する移送サービスを提供している事業者に対し、移送サービス事業に係る運営費の助成を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・施設などの建設の際には、定められたバリアフリー基準を遵守するように整備を進める。
- ・ユニバーサルデザインの理念を理解し、福祉意識を育む。
- ・誰にとっても分かりやすい情報を広く提供する。

担当部	生活環境部	担当課	環境政策課
関連課			

1 自然・生態系の保護と回復

施策 27 自然・生態系の保護と回復

(1) 現状と課題

私たちは、身近にある自然や様々な生きものが生息・生育する環境の中で、それらがもたらす恵みを市民共有の財産として、生活に潤いや安らぎを受けてきましたが、近年は、開発等の人間活動による生態系の破壊や生物種の減少など、豊かであるはずの自然が失われつつあります。

このため、市民や行政、事業者が協働して自然と共生する地域づくりを推進する必要があります。また、環境学習の推進とともに、情報の発信やイベントなどの開催による環境保全意識の高揚が求められています。さらに、地域の特性に応じた生物多様性を保全するため、希少な動植物を保護するための生息状況の把握等、良好な自然環境の保護・回復に取り組む必要があります。

「生物多様性」とは、多様な種類の生きものが関わりながら、様々な環境に合わせて生活していることをいいます。

(2) めざす姿

浅間山、府中崖線、けやき並木や多摩川などの身近な自然環境が次の世代に受継ぐべき貴重な資産として認識され、生物多様性の保全とその恵みの持続可能な利用の推進を図られることで、豊かな自然の恵みを受けられることができる自然共生社会が実現されてます。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
自然観察会や体験学習へ参加したことがある市民の割合 (%)	市民意識調査で把握した数値です。自然環境保全への意識高揚を図るため、増加を目指します。	8.4% (H23年度)	20.0%	15.0% (H27年度)	20.0%	
水辺の楽校に参加した児童の人数 (人)	多摩川を活用した自然環境学習、体験学習、小学校の総合学習支援への年間参加児童数です。身近な自然の大切さを多くの児童に学んでもら	1,662人 (H23年度)	2,000人	1,845人 (H27年度)	2,000人	

えるよう、増加を目指します。					
----------------	--	--	--	--	--

(4) 施策の方向性

- ・人と生きものが豊かに共存したまちを実現するためには、市民、事業者、行政がそれぞれ力を合わせて取り組むことが不可欠であり、府中市生物多様性地域戦略に基づき、生物多様性に関する普及啓発や生きものの生息空間の保全、協働の仕組みづくりを推進していきます。また研究機関や専門機関との連携を深め、生物多様性を守る取組みを推進し、科学的知見に基づくとともに、自然共生社会の実現を目指して良好な自然環境を保護・回復する仕組みをつくり、各主体が自然環境を保全するための活動を促進します。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
自然保護啓発普及事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護啓発普及事業を実施します。 ・水と緑のウォーキングマップを作成します。 ・府中水辺の楽校の継続的支援
自然環境調査員活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生きもの調査を実施します。 ・自然保護活動を自主的かつ積極的に行います。 ・自然保護意識の普及啓発に関するイベントの企画・運営（自然観察会、緑化講習会等）

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） _____ 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・多摩川や浅間山など、身近にある貴重な自然に触れ合う機会を通して、環境保全に関する興味・関心を持ち、積極的に自然環境の保全活動に参加する。

主担当部	都市整備部	主担当課	公園緑地課
関連課			

2 緑の整備

施策 2 8 緑のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

都市の緑は、私たちに安らぎを与えるだけでなく、生物多様性を保全し、防災・減災に役立つ空間としても再認識されています。また、人と緑、人と人など地域のコミュニティをつなぐ新たな可能性も秘めています。

しかし、その反面、成長した樹木が周辺住宅の日照や通風を阻害したり、公園の見通しを悪くし防犯上の支障を生むなど、緑が市民生活に負の影響を与えることがあります。市民に愛され未来につながる質の高い都市の緑とするため、市民とともに持続的に緑を保全することの重要性が高まっています。

公園内の遊具やトイレなどの設備については、老朽化が進んでいるため、計画的に更新していく必要があります。また、地域のニーズや特色、市全体の水と緑のネットワーク化なども考慮しながら、まちづくりと一体となった新たな公園の整備を計画的に推進する必要があります。

(2) めざす姿

市内のまとまった樹林や地域に残る樹木等が保全されるとともに、身近な生活空間の緑が増え、水と緑が輝く潤いのあるまちが形成されています。また、水と緑が持つ様々な機能を高めるため、市民や事業者と市が協働して緑のまちづくりに取り組んでいます。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
緑地率(%)	公園緑地等、制度上・社会通念上安定した緑地(生産緑地地区、社寺境内地等)を緑地として定義し、市内の緑地面積を府中市面積で除して算出した数値です。増加を目指します。	24.7% (H24年度)	25.6%	24.6% (H27年度)	26.0%	
公園や都市緑化で緑あふれるまちとしての市民満足度	府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略にある、重要業績評価指標(KPI)です。向上を目指します。	■	■	70.0% (H27年度)	73.0%	■
市民1人当たりの都市公園面積(m ² /人)	都市公園面積を府中市の人口で除して算出した数値です。増加を目指します。	7.04m ² /人 (H24年度)	7.29m ² /人	6.93m ² /人 (H27年度)	6.95m ² /人	

(4) 施策の方向性

- ・水と緑のネットワークの形成の考え方に基づき、緑の拠点や市民の誰もが歩いて行ける範囲等に公園の整備を進め、市民や事業者との協働により、魅力ある公園づくりや公園の管理運営を推進し、地域コミュニティを醸成する空間を創出します。
- ・公園施設等の長寿命化を図り、既存の緑の保全や質の高い緑の空間づくりを進めるため、樹木などの適切な管理を行い、周辺環境や樹木等の特徴を踏まえた緑化を推進します。
- ・公園機能の充実を図るため、子どもたちが安全に利用できる遊具や、高齢者がストレッチや軽い運動ができる健康遊具の整備を進めます。
- ・市民が水辺と親しむため親水路については、生物多様性や環境用水の活用の観点からも、自然と調和した親しみのある空間を創出します。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
まちかど空間緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共花壇及び市民花壇については、誰もが緑を楽しめる「地域の庭」として、地域特性や市民ニーズに合わせ、質の向上を図ります。 ・スポットパークや公共植栽地は、防災面や地域特性を考慮しつつ、統廃合等の見直しを進めます。
公園緑地等維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が快適に公園、緑地等が利用できるよう適切に維持管理を行います。 ・公園施設等の美化及び安全確保の観点から、自治会等清掃などのボランティア活動による市民協働の取組みを進めます。
公園緑地等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、緑地、緑道等の新設、改修など、水と緑に係る整備を行います。 ・西部地域の核となる「四谷さくら公園」拡張整備については、市民協働による公園づくりを継続していきます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

「公園緑地等整備事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・緑が果たす役割について知識を共有し、緑を大切にする意識を高める。
- ・事業用地や宅地内の緑の保全や緑化の推進に努める。
- ・身近な公園づくりや公園の管理運営に参加する。

担当部	生活環境部	担当課	環境政策課
関連課	総務課、建築施設課		

3 生活環境の保全

施策 29 環境に配慮した活動の促進

(1) 現状と課題

市では、平成23年に策定した府中市地球温暖化対策地域推進計画について、社会経済の変化、エネルギー構成の変化や地球温暖化対策に関連する国内外の動向を踏まえ、中間見直しを行いました。地球温暖化防止のためには、更なる環境に配慮した活動が必要であり、環境啓発イベントや環境学習講座の実施、省エネルギーの推進など、様々な環境活動を市民、事業者との協働で実施することにより、率先して取組を推進していく必要があります。

環境に配慮した活動が十分浸透するよう、環境保全活動センターを拠点として、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援し、広めていくことが求められています。また、環境に配慮した活動の推進といったソフト面だけでなく、太陽光発電システムや高効率給湯器等環境配慮型設備の設置といったハード面においても取組を実施し、二酸化炭素排出量の削減のみならず、快適性、防災性を備えたスマートエネルギー都市を構築する必要があります。

(2) めざす姿

環境保全に関する適切な情報の提供や交流を行うことにより、市民一人ひとりが環境に対して高い意識を持ち、積極的に環境に配慮した行動を実践しています。また「低炭素」・「快適性」・「防災性」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市を構築しています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
二酸化炭素 排出量(t- CO ₂)	エネルギー使用量に温室効果ガス排出係数を乗じた二酸化炭素排出量の13%の削減を目指します。	917.5千t-CO ₂ (H2年度) 府中市の二酸化炭素排出量	15%以上の削減 (H32年度)	1145.1千t-CO ₂ (H25年度) 府中市の二酸化炭素排出量	平成25年度比13%の削減 (H34年度)	
省エネ行動の取組み率 (%)	府中市地球温暖化対策地域推進計画中間見直し時に実施した市民アンケート設問である省エネ行動(エアコンの温度調整)の取組率向上を目指します。	-	-	37% (H28年度) 市民アンケート結果	100% (H34年度)	
小・中学校への太陽光発電システムの導入校数(校)	公立小・中学校を対象に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを、施設の建て替え及び大規模修繕等の際に導入する学校の増加を目指します。	-	-	3校 (H27年度)	5校 (H34年度)	

(4) 施策の方向性

- ・市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガス排出量を抑制します。
- ・市民・事業者・学校等と協働し、環境まつり等の環境啓発事業を継続して実施するとともに、市民が環境について自ら学ぶ機会を支援するため、環境保全活動センターが連携先等の調整役(コーディネーター)や自発的な行動につなげていく促進役(ファシリテーター)として各種事業を展開します。そのために、サポーター登録者の増加を目指すとともに、サポーターが活躍しやすい場づくりに努めます。
- ・太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進、環境負荷の少ないものを選択するグリーン購入、省エネルギー活動の普及啓発を行い、市民が負担なく環境にやさしい生活スタイルへ転換するよう進めます。また、公共施設の新築、改築をする際には、省エネルギー機器の導入、太陽光などの継続的に利用可能な再生可能エネルギーの有効利用を進めます。
- ・スマートエネルギー都市の実現に向け、個々の住宅や施設などへの環境配慮型設備の導入といった点での推進に加え、面的な取組について調査、研究を進めます。

5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
環境マネジメントシステム運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、都条例に基づく届出を毎年提出し、法令を遵守します。また、市の公共施設において、管理標準を作成し、エネルギー使用量を計画的に削減します。
環境保全活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動センターを拠点とし、市民・事業者・学校等と連携し、環境まつり等の環境啓発事業を実施するとともに、広く市民に環境学習の機会並びに交流及び活動の場を提供します。
地球温暖化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市である長野県佐久穂町の町有林におけるCO₂の吸収分と、府中市から排出されるゴミ袋を焼却する際に発生するCO₂の一部との相殺を図り、地球温暖化を防止します。 ・公共施設の改修、建替の際には積極的に太陽光発電システム等の環境配慮型設備を導入するとともに、「低炭素」・「快適性」・「防災性」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市の実現を目指します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・積極的に環境についての情報交換の場に参加し、正確な知識を持つ。
- ・市民に興味を持ってもらえる、わかりやすい講座を協働で企画・運営する。
- ・環境啓発イベントや環境学習講座に参加し、地域でのリーダーとして率先して環境に配慮した活動を実践する。
- ・住宅に、環境に配慮した造りや設備を取り入れる。

主担当部	生活環境部	主担当課	環境政策課
関連課			

3 生活環境の保全

施策30 まちの環境美化の推進

(1) 現状と課題

「環境美化推進地区」及び「喫煙禁止路線」を指定しているほか、ごみ、たばこのポイ捨てなどを禁止行為と定め、市内全域のマナー向上など環境美化の啓発を目的とした取組みを市民、事業者との協働で行なっています。

住環境問題については、空き家対策の相談窓口を一本化し、市民、事業者、関係機関と連携しながら市をあげて対策に取り組むとともに、屋外に生息し生活環境に影響を与える害虫(屋外害虫)対策、アライグマ・ハクビシン等住環境への影響が懸念される獣(住環境獣)対策を講じるなど、良好な住環境の確保に努めています。

しかしながら、まちの美観を損ねる行為や住環境に不安を及ぼす問題は年々多様化しており、各種取組み後も、なお解決に至らない課題が存在しています。環境美化の推進には市民一人ひとりの心がけ、マナーの向上が不可欠ですので、市、市民、事業者がより一層連携してその機運を醸成するとともに、多様化する課題に対して、最新の動向に注視しながら対策に取り組む必要があります。

(2) めざす姿

市民と市が協力してまちの環境美化を推進することで、全ての市民が高い美化意識のもと、住環境における問題の改善に強い関心と責任を持ち、美しく快適な環境を維持しています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
周辺の美化 清掃を実施 した 駅 数 (駅)	環境美化推進地区内にある5駅のうち周辺の美化清掃を実施した駅数です。全5駅での実施を目指します。	2 駅 (H23年度)	5 駅	3 駅 (H27年度)	5 駅	
自主的な清 掃活動への 参加団体数 (団体)	市民、事業者が地域で行う自主的な清掃活動の参加団体数です。増加を目指します。	70 団体 (H23年度)	77 団体	73 団体 (H27年度)	80 団体	
美化活動に おける府中 駅周辺の収 集ごみ量 (kg / 回)	地域安全・環境美化の日美化活動において府中駅周辺で収集されたびん・缶・ペットボトルの1回当たりの収集量です。減少を目指します。	-	-	11.35 kg / 回 (H27年度)	8 kg / 回	

(4) 施策の方向性

- ・ごみやたばこのポイ捨ての禁止、喫煙禁止路線の周知、喫煙者のマナーアップなど、環境美化の啓発活動を引き続き実施します。
- ・ごみ袋の配付・回収などを通じて、自治会や事業者などの団体の自主的な清掃活動を支援します。
- ・環境美化推進地区における美化活動を推進することで、市民の美化意識の高揚につなげます。
- ・良好な住環境を確保するため、空き家、屋外害虫、住環境獣その他の住環境問題対策を講じます。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
環境美化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動を実施する地域を増やし、より多くの地域で啓発活動を実施します。また、自主清掃の参加者を増やすため、事業の周知を図ります。
空き家・空き地等対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指導の徹底を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく体制整備を進めます。 ・現況の把握（職員による調査、地元自治会と連携を図り情報提供を受ける。）に努めます。 ・所有者、管理者への適正な管理の指導を行います。 ・市民、事業者、関係機関と連携し、市民の安全な生活環境を確保します。
市民清掃活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川清掃市民運動をより楽しく魅力的な事業にするべく、市内のさらに多くのスポーツチームなどに参加をお願いします。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・積極的に、地域の清掃活動に参加する。
- ・一人ひとりがポイ捨てや路上喫煙の禁止を守り、犬のふんを片付けるなど、マナー意識を持つ。
- ・**住環境における問題の改善に強い関心と責任を持ち、市が行う空き家、屋外害虫、住環境獣その他の住環境問題対策に協力する。**

担当部	生活環境部	担当課	環境政策課
関連課	文化振興課、計画課		

3 生活環境の保全

施策 3 1 公害対策の推進

(1) 現状と課題

水質、大気、騒音・振動調査などを継続的に実施し監視するとともに、騒音については国等が定める基準値の維持に努めています。

公害の苦情に関しては、原因の複雑化や生活様式の多様化、地域間での繋がり希薄化により、即解決に至ることが難しいケースがありますが、迅速な対応、解決が求められます。国、都、近隣市など関係機関との連携を密にすることにより、公害、苦情に発展する前段階での対応が課題となっています。

(2) めざす姿

騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下を中心としたいわゆる典型7公害の監視体制が継続されており、事業者に対し指導、助言等を行うことにより公害の発生が未然に防止されています。また、市民、事業者が積極的に環境活動に取り組むとともに、近隣に配慮した行動に努めることにより、快適に過ごせる環境が保全されています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
市民1,000人当たりの公害苦情件数(件)	年間の苦情受付件数を人口1,000人当たりに換算した数値です。適正な監視・指導により、減少を目指します。	0.39件 (H23年度)	0.33件	0.43件 (H27年度)	0.29件	
騒音・大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合(%)	市民意識調査により把握します。適正な監視・指導により、減少を目指します。	15.1% (H23年度)	13.5%	15.5% (H27年度)	11.9%	

（ 4 ） 施策の方向性

- ・ 公害問題は、急に新たな問題が発生することもあり、予測が難しい問題ですが、水質調査、騒音調査、振動調査、大気調査、放射能調査などを継続的に実施し、監視します。
- ・ 公害防止のための指導や支援、情報提供などを行っていきます。
- ・ 公害の苦情・相談の受付体制を充実させるとともに、国・都・関係機関との連携を密に図り、苦情の前段階での対応に努めます。また、新たな公害問題にも迅速に対応します。

（ 5 ） 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
公害防止指導対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑化する公害の苦情、相談に、専門的知識を有する人材を確保し、対応します。 ・ 騒音・振動調査、交通量調査、大気調査などを継続的に実施し、監視します。
環境衛生分析調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質調査、ダイオキシン類調査、放射能調査などを継続的に実施し、監視します。 ・ 各種調査において正確な結果を得るため、適正な機器の更新を図ります。

4 年間の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・ 近隣に配慮し、公害の防止に努める。
- ・ 環境への負荷の低減に努める。
- ・ お互いに生活様式、文化の多様化を理解する。

担当部	生活環境部	担当課	住宅勤労課
関連課			

3 生活環境の保全

施策 3 2 斎場・墓地の管理運営

(1) 現状と課題

府中の森市民聖苑では、火葬件数がここ数年通増してきている一方で、葬儀については簡略化の傾向が見られることから、市民ニーズに対応した安定的な運営を図る必要があります。

平成 2 4 年度に稲城・府中墓苑組合を設立し、稲城市内に墓地及び葬儀・法要施設である南山ホールを整備し、平成 2 7 年 9 月から「公営 稲城・府中メモリアルパーク」の運営が始まっており、組合における墓地の供給計画の着実な推進による安定的な管理運営を図る必要があります。

(2) めざす姿

府中の森市民聖苑が安定的・効率的に運営され、市民が葬儀等を希望に沿った形で執り行うことができます。

また、稲城市と共同して墓地及びメモリアルホールを管理運営し、安定的かつ持続性の高い公営の墓地を求める市民の需要に応えています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
斎場待ち日数 (日)	式が円滑に行えるよう年間を通じての平均待ち日数を指標とし、施設の効率的運営等で待ち日数の減少を目指します。			1.9日	1.7日	
墓地の供給率	墓地の供給計画に基づく供給率を指標とし、芝生墓地及び普通墓地は供給完了を目指し合葬式墓地及び樹林式墓地は、概ね4割程度の供給を目指します。			芝生墓地 9.9% 普通墓地 9.9% 合葬式墓地 3.9% 樹林式墓地 4.0% (H27年度)	芝生墓地 100.0% 普通墓地 100.0% 合葬式墓地 46.0% 樹林式墓地 46.0%	

4) 施策の方向性

- ・葬儀の多様化・簡略化に対応できる施設運営を行い、安定的なサービス提供を図ります。
- ・稲城市と共同して設立した稲城・府中墓苑組合を主体として、計画的かつ効率的に墓地の供給及び管理運営等を行います。

5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
府中の森市民聖苑管理運営事業	・効率的な施設の運営により、宗教や宗派にかかわらず、通夜、告別式、火葬、法要などの一連の行事を行える場としています。今後の取組としては、継続的に安定した運営を図るため、施設及び設備の改修整備を行っていきます。
市民墓地の管理運営事業	・稲城市と共同して設立した稲城・府中墓苑組合を主体として、計画的かつ効率的に墓地の供給及び管理運営等を行っていきます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

「府中の森市民聖苑管理運営事業」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・市民聖苑での葬儀の有り様の多様化に宗門等も応えていく。
- ・公営墓地の役割、必要性等を理解する。

担当部	生活環境部	担当課	ごみ減量推進課
関連課			

4 循環型社会の形成

施策33 ごみ減量化・資源化及び
適正処理の推進

(1) 現状と課題

ごみ収集方法の変更後は、市民のごみの排出抑制に関する意識が浸透し、ごみの収集量は大幅に減少したものの、その後はほぼ横ばいであることから、今後も、ごみに対する意識啓発を図り、さらなるごみ減量、3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（資源化））の推進に向けた施策を、積極的に展開する必要があります。

燃やすごみの焼却灰を再利用するエコセメント事業やリサイクルプラザから発生する残渣のガス化事業などにより、現在、最終処分場での埋立処分量はゼロとなっています。しかし、限りある処分場を今後も長く使っていけるよう、ごみ減量や適正な分別を推進する必要があります。燃やさないごみや資源物の選別処理などを行う中間処理施設においても、既存の施設を出来るだけ長く稼働させて有効利用するため、計画的かつ効果的に維持管理し、新たな資源化品目を模索する必要があります。

また、充電式電池やガスボンベなどが適正に分別排出されず、施設や収集車両の火災の原因となっていることから、分別排出の周知及び指導を積極的に行う必要があります。

(2) めざす姿

ごみ減量や3Rの推進を図り、環境負荷の低い循環型社会が形成され、ごみの発生が抑制されています。

ごみの収集運搬・中間処理施設については、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることに加え、効果的な運営や更なる資源化が推進されています。

最終処分場については、ごみ減量や適正な分別の推進が図られ、埋立処分量はゼロを継続しています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
市民1人当 たりのごみ・ 資源の排出 量(g/日)	家庭系燃やすごみ、燃や さないごみ、粗大ごみ、有 害ごみ、資源物、事業系 可燃ごみの排出量を合計 した年間総ごみ量を、市 民1人1日あたりに換算し た数値です。減少を目指 します。	645g (平成23年度)	595g	631g (平成27年 度)	595g	
集団回収に 取り組む自 治会数(団 体)	古紙、缶などの集団回収 に取り組む自治会数で す。増加を目指します。			317団体	340団体	

(4) 施策の方向性

- ・市民・事業者・行政の3者の協働によるごみ減量に取り組んでいくことを目的に、府中市
ごみ減量等推進市民会議の開催や各種イベントでの啓発活動を行い、ごみ減量・3Rの取
組みを進めます。
- ・集団回収未実施地域の自治会や大規模集合住宅に働きかけを行い、集団回収の拡充に努め
ます。
- ・スーパーマーケットなどの店頭において、関連団体との協働によるマイバッグ持参運動を
展開し、レジ袋削減に努めます。
- ・燃やすごみの大半を占める生ごみの減量化に向け、生ごみを出さない取り組みや水切りの徹
底化などの啓発に努めます。
- ・各施設での適正な処理を行うことに加え、計画的かつ効果的な施設運営を行うことで、出
来るだけ長く施設を稼働させることに努めます。
- ・ごみ・資源物の分別排出の周知及び指導を積極的に行うとともに、新たな資源化品目や処
理方法を模索し、各施設へのごみ搬入量の減少を目指します。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
ごみ減量推進事業	・ 集団回収事業を積極的に推進し、資源物の行政収集の縮小を目指します。
ごみ減量運動啓発事業	・ エコクッキング教室の実施やエコレシビを発行するなど、様々な啓発事業を行うことで、食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品（食品ロス）の削減に努めます。 ・ 幅広い年齢層を対象とした啓発事業に努めます。
ごみ減量化処理機器購入費補助事業	・ 生ごみ処理機の普及に努め、生ごみの減量を推進します。
廃棄物収集運搬事業	・ ごみの収集運搬については、排出ルールに基づいて収集し、各中間処理施設へ搬入します。
多摩川衛生組合管理運営事業	・ 本市の燃やすごみを焼却処理している多摩川衛生組合の運営については、他の構成市とも連携しながら、安定的かつ効率的な運営に努めます。
東京たま広域資源循環組合	・ 構成員である自覚を持ち、ごみ減量や適正な分別を推進し、埋立処分量のゼロの継続に努めます。
リサイクルプラザ管理運営事業	・ 燃やさないごみや粗大ごみの分別収集を徹底するとともに、施設での選別作業をきめ細かく行うことで、適正なごみ処理に努めます。また、新たな有価物の売却品目を模索し、資源化の拡充に努めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・ リサイクル（資源化）からリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を意識した生活への転換を図り、環境負荷の低い循環型社会の形成に取り組む。
- ・ 古紙や缶などの資源物の持ち去り行為やごみの排出状況の悪い場所などに関して、市に情報提供する。
- ・ 各施設において、効果的で適正な処理が行えるよう、ごみ処理の過程を理解し、分別排出ルールを厳守する。

主担当部	生活環境部	主担当課	地域安全対策課
関連課			

5 交通安全・地域安全の推進

施策35 交通安全の推進

(1) 現状と課題

駅周辺に自転車駐車を整備するとともに放置自転車対策を強化したことにより、放置自転車数は減少しており、「自転車駐車場収容可能台数」も前期基本計画目標値を上回っています。また、「交通事故発生件数」、「安心して歩道を通行できると感じる市民の割合」も目標値を上回りました。しかし、市民に自転車運転のルールやマナーが十分に浸透していないため、依然として自転車乗用中の事故が見られます。

市民の良好な生活環境を守り交通事故を減少させるため、引き続き自転車駐車場や街路灯、道路反射鏡等の交通安全施設を整備すると同時に、街路灯のLED化を進めることで維持管理費用の削減も行っています。また、各駅周辺では継続的な放置自転車対策を進めていくことに加え、府中駅周辺では再開発事業により自転車駐車を整備します。それにより暫定的に設置した自転車置場である「ちょこ・りん・スポット」の役割を新設の自転車置場に移し、より安全な歩行空間を確保して行きます。

(2) めざす姿

交通安全のルールや正しいマナーが浸透しており、自転車駐車場や交通安全施設等の整備及び放置自転車対策が拡充されたことで、市民が安心して暮らしています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
安心して歩道を通行することができると感じる市民の割合(%)	市民意識調査により把握します。増加を目指します。	28.9% (H23年度)	35.0% (H29年度)	38.5% (H27年度)	40.0%	
交通事故発生件数(1,000人当たり・件)	年間の府中市内で発生した物損事故と人身事故の発生件数を、人口1,000人あたりに換算した数値です。減少を目指します。	3.2件 (H23年)	2.7件以下	1.9件 (H27年)	1.5件	
自転車駐車場収容可能台数(台)	市内の自転車駐車場の収容可能台数の合計です。放置自転車の削減に	22,172台 (H27年度)	21,600台	22,172台 (H27年度)	22,900台	

向け、増加を目指します。

(4) 施策の方向性

- ・スクールゾーンなどの指定や、違法駐車取締り強化など、警察署や各関係団体の協力を得ながら、交通事故の減少に向けて交通環境の整備を推進するとともに、継続して交通安全意識の普及・啓発を図っていきます。
- ・道路管理者や協力団体と調整を図りながら、自転車駐車場の整備を進めるとともに、放置自転車対策を強化し市民の良好な生活環境を確保します。
- ・自転車駐車場、市営駐車場及び交通安全施設については、適切な維持管理と必要に応じ修繕又は整備を行います。
- ・自転車に関する交通秩序の整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、警察署、交通安全協会等と連携して自転車競技大会等の活動を推進します。また、自転車に係る通行実態・事故実態等を踏まえ、自転車走行空間に関する協議会（東京都、東八道路沿線四市で構成）と連携し、自転車走行空間の整備に向けた検討を進めます。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
交通安全意識啓発事業	・交通安全の普及を図るため、警察や関係団体などと協力しながら啓発活動を行います。
駅周辺自転車対策事業	・市内の各駅周辺に自転車誘導整理員を配置し、自転車利用者に対し自転車駐車場に駐車するよう誘導を行うとともに、放置自転車の撤去を行い、良好な生活環境の確保に努めます。また、保管所を統合し、自転車返還業務の経費削減に努めます。
自転車駐車場管理運営事業	・市立自転車駐車場の円滑な業務運営を目的に、管理運営、清掃、警備、設備点検等の業務委託を行うとともに、自転車の安全利用を推進するため、自転車無料点検を行います。また、施設が老朽化しているため、設備等の修繕を適宜行います。
交通安全施設維持管理事業	・交通安全施設の適切な維持管理を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・警察・各関係団体・自治会又はPTA等が地域に密着した交通事故防止活動を推進するだけでなく、市民一人ひとりが協働で交通安全に取り組む。
- ・交通安全教育について、警察・各関係機関・関係団体の協力も得ながら、自治会・老人クラブ・学校・会社等が、自身の活動の中で、自主的に、対象に見合った交通安全教育を行う。
- ・自転車は道路等公共の場所に放置してはいけないことを理解し、自転車駐車場を積極的に利用する。

担当部	生活環境部	担当課	地域安全対策課
関連課			

5 交通安全・地域安全の推進

施策36 地域安全の推進

(1) 現状と課題

防犯協会や市民主体の自主防犯パトロール及び防犯灯、防犯カメラの設置により犯罪発生件数は年々減少していますが、凶悪事件の報道やたばこのポイ捨て等のマナー違反により、市民が感じる治安に対するイメージは良くなっているとは言えません。また、過去に設置した防犯カメラの経年劣化による修繕・維持管理費が設置団体の負担になっており、防犯カメラの掛け替えが急務となっています。

安全で安心して暮らせるまちづくりには行政機関による施策展開だけでは限界があり、市民による自主防犯活動が必要不可欠です。しかし、現状として防犯パトロールの実施にまで至らない団体も少なくありません。また、自主防犯活動を実施する市民が限定されがちとなっています。このようなことから、各団体の意見をくんだ効率的な支援を実施し、「自分たちのまちは自分たちで守ろう！」という気概に満ちた自主防犯活動の活性化を図る必要があります。

(2) めざす姿

市民誰もが安全に安心して暮らせるよう、防犯カメラ、防犯灯などのインフラ整備が進み、市民・事業者・関係団体・警察・市の連携により防犯体制が整備され、それぞれの地域での支え合いや助け合いが行われることで、市民一人ひとりの防犯意識が向上し、自主防犯活動も活発に展開され、犯罪の少ない住みよいまちになっています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
犯罪発生件数(件)	市内の年間刑法犯認知件数です。減少を目指します。	2,721件 (H23年)	2,600件	1,872件	1,372件	
地域の治安が悪化していると感じている市民の割合(%)	市民意識調査により把握します。減少を目指します。	22.4% (H23年度)	20.0%	13.3%	10.0%	
地域安全リーダー講習会受講者数(人)	第14回までの地域安全リーダー講習会累計受講者数です。自主防犯活動の核となる地域安全リー	300人 (H24年度)	450人	332人	400人	

	ダーの増加を目指します。				
--	--------------	--	--	--	--

(4) 施策の方向性

- ・市民の防犯意識の向上と、見守りや助け合いのこころを醸成する活動を推進します。
- ・自治会・町内会主体の自主防犯活動を支援するとともに、地域安全リーダー等の自主防犯活動の代表者育成に今後も力を注ぎ、地域に根差した活動を実践します。
- ・地域の雰囲気やまち並み（景観）の風紀が損なわれないよう整備することで、犯罪者が犯罪を行う心境にまで至らないようなまちづくりを進めていきます。
- ・防犯灯の維持管理を行っていくとともに、防犯カメラの新設、掛け替えそして維持していくための支援をします。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の実施
防犯意識啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心まちづくりに向けた自主防犯活動の支援を行います。 ・警察や関係団体と協力し、イベント等防犯活動の活性化に努めます。 ・暴力団排除条例施行に伴う啓発活動を行います。
安全安心まちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの経年劣化による修繕、更新や維持管理を進めます。また、新規カメラの設置を行うことで、市民の更なる安全安心な生活の確保に努めます。
防犯灯維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯の適切な維持管理を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・自主防犯活動に若い世代の人も積極的に参加する。
- ・高い防犯意識と助け合いの精神そして情報を共有することで相互の連帯を強める。
- ・防犯カメラの修繕、維持管理を関係団体が適切に実施するとともに、協働で防犯カメラ掛け替えに向けた取り組みを進めていく。

主担当部 行政管理部	主担当課 防災危機管理課
関連課	

6 災害対応能力の向上

施策 3 7 危機管理対策の強化

(1) 現状と課題

本市では、総合防災訓練や合同水防訓練の実施等により、防災関係機関との連携強化や、防災意識の啓発に努めてきました。

また、地域防災計画の整備や当該計画に係るマニュアル策定のほか、全国瞬時警報システムの整備、災害時応援協定の締結、備蓄品の整備、地域防災訓練の支援等により、災害対応能力の向上に努めてきました。

さらに、「災害に強いまち」を目指して、平成28年度に文化センター圏域毎に自治会・町会・管理組合等を中心とした自主防災連絡会を創設し、自助・共助の理念に基づき、市民が主体的に地域の防災に関わることで地域防災力の向上を図っていきます。

今後の課題としては、各家庭や地域における防災意識の向上、避難所運営マニュアル策定の支援、情報伝達手段の確保、帰宅困難者対策、長期化する避難生活対策などがあります。これらの課題は東日本大震災などの大規模災害で明らかになった新たな課題であり、的確に対応できるよう、さらなる防災対策の強化に努めていく必要があります。

(2) めざす姿

市民一人ひとりが日頃から災害に備えるとともに、自助・共助について理解し、大規模災害時には、地域の助け合いで的確に行動できるようになっています。また、市では、災害応急対策を迅速に実施し、被害を最小限に抑える態勢が整っています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
日頃から家庭で災害に対する備えをしている市民の割合 (%)	市民意識調査により把握します。まずは家庭でできることを行うことが防災・減災の基本となることから、この割合の増加を目指します。		80.0%	57.4% (H27年)	80.0%	
「避難所運営マニュアル」が策定された一次避難所数 (か所)	市内にある34か所の一次避難所のうち、「避難所運営マニュアル」が策定された一次避難所の数です。増加を目指します。	-	34か所	21か所 (H27年)	34か所	
災害時の避難場所を知っている市民の割合 (%)	市民意識調査により把握します。増加を目指します。	77.9% (H23年)	90.0%	82.1% (H27年)	90.0%	

(4) 施策の方向性

- ・ 防災行動力を高めるため、より実効性のある総合防災訓練を実施します。
- ・ 災害時の避難対策として、迅速かつ安全な避難誘導を行うことができるように、一次避難所である学校と地域住民による「避難所マニュアル」の策定を支援します。
- ・ 地域住民の主体的な取り組みによる、自助・共助を基本とした防災訓練について支援します。
- ・ 災害時における市民への情報伝達手段を充実させ、市、学校及び地域において情報共有できる体制作りを行い、連携強化を図ります。
- ・ 災害時における対策強化のため、他自治体や民間企業等との協定の締結や、避難所となる公共施設における備蓄計画を推進します。
- ・ 自主防災連絡会の活動を通して市民の防災意識を高めることにより、市民が自ら主体的に取り組む「災害に強いまち」を目指します。

5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
防災意識啓発事業	・合同水防訓練や従来の住民参加型の総合防災訓練に加えて、市民の主体的な取り組みによる避難所開設運営訓練の実施、起震車の派遣等により、防災関係機関との連携強化や、市民の防災意識の啓発に努めます。
地域防災計画策定事業	・地域防災計画の修正及び当該計画に係る各種マニュアル等を踏まえた事業継続計画の策定を行うとともに、各種訓練を実施することにより、災害対応能力の向上に努めます。
防災資材等整備事業	・アレルギー対策非常食を含む災害時における非常食や防災資材等の備蓄品を定期的に購入することにより、大規模災害発生時の初期段階における応急態勢を整備します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・自分の命は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の意識を持ち、住宅の耐震化や地域の特性に応じた防災訓練等に自発的に取り組む。
- ・大規模災害時の行動について、日頃から家族・地域で話し合う。

担当部	行政管理部	担当課	防災危機管理課
関連課			

6 災害対応能力の向上

施策 3 8 消防力の充実

(1) 現状と課題

東京消防庁による 1 本署、4 出張所体制の常備消防と、18 個分団による消防団の非常備消防により、消防・防災体制を整備しています。しかし、消防団員の市外勤務者の増加等により、平日昼間の火災等における出動に際し、団員の確保が難しくなることが想定されます。また、将来に向けたより一層の地域防災力の強化を図るため、その担い手となる若年層の入団の促進が求められています。さらに、消防団の活動に必要となる車両や資器材の計画的な整備・更新が必要です。地域における消防団の役割が重要となり、防災訓練等を通して地域情報等の共有化を図り、地域と連携した活動が求められています。

(2) めざす姿

日頃から市民一人ひとりの火災防止の意識が高く、市民・地域の自主的な防災活動が積極的に行われています。

また、各種災害に迅速・的確に対応できる消防力を確保することにより、火災や地震、風水害などの災害による市民の身体、生命及び財産への被害が最小限に抑えられています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
1,000世帯当たりの火災発生件数(件)	市内の年間火災発生件数を、1,000世帯あたりに換算した数値です。減少を目指します。	0.90 (H23年)	0.62以下	0.60 (H27年)	0.62以下	
消防団員の定員充足率(%)	消防団員が定員数確保されているかどうかを表す数値です。100%を目指します。	99.0% (H23年度)	100.0%	99.0% (H27年度)	100.0%	
火災による死者数(人)	市内で発生した火災による年間死者数です。0人を目指します。	1人 (H23年)	0人	1人 (H27年)	0人	

(4) 施策の方向性

- ・消防団の活動内容を市民に広く理解していただくため、消防団の活動を広報や市ホームページ、地域の防災活動などでPRします。
- ・防災訓練等を通して地域情報等の共有化を図り、消防団と市民、東京消防庁との連携を強化します。
- ・消防団活動に必要な不可欠であるポンプ車や資器材を計画的に更新します。
- ・消防水利の適切な維持管理・設置に努めます。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
広域的消防連携事業	・本市の常備消防事務については、今後も東京消防庁へ委託します。
消防団活動支援事業	・今後も府中市消防団の活動を支援します。
消防団ポンプ車更新事業	・府中市消防団が使用しているポンプ車を定期的に更新します。

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 億円

「消防団ポンプ車更新事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・消防団の活動を理解し、消防団へ積極的に入団する。
- ・地域の防災意識の啓発や各種災害への迅速、的確な対応を行うため日頃から消防団と連携する。
- ・住宅用火災警報器の設置や定期的な維持・管理など、自分でできる火災予防は全て実施する。(自己対応力の向上)